

# 旅館業における申請・届出等について



## 旅館業とは？

旅館業とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいいます。宿泊料には名目の如何を問わず実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものは含まれます。例えば、休憩料はもちろん、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費なども宿泊料となります。

## 旅館業を営業するときは？

旅館業を営業しようとするときは、旅館業法の規定に基づく営業許可を受ける必要があります。

また、他法令(例:建築基準法、消防法等)においても基準が設けられています。詳しくは、関係機関で確認してください。

旅館業の種別には旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の3種あります。この種別ごとに法律や条例等で構造設備基準、衛生基準等が定められています。

## 旅館業の営業許可を受けた後は？

次の一覧表のとおり、営業許可申請の内容に変更が生じた場合などは手続きが必要となります。

なお、増改築等の規模によっては、新たな営業許可を受ける必要がある、もしくは、法律や条例等で規定する基準に適合しない、といった場合もあります。

増改築等を計画している場合は、事前に保健所にお問い合わせください。

(注意)施設内の浴室を宿泊者以外の方に利用させる場合、公衆浴場の営業許可が必要なこともあります。

申請・届出様式	例 示	提出期限
旅館業営業許可申請書	①新たに旅館業を営業するとき ②営業施設を移転して営業するとき ③申請時から、大幅な増改築をするとき(おおむね 1/2 の増改築) ④営業者を変更するとき(承継の場合を除く) ⑤営業の種別を変更するとき 注)②～⑤の場合、既設の旅館業の廃止手続きも必要です。	あらかじめ  <手数料> 22000円
旅館業営業許可申請書等 記載事項変更届	①施設の名称を変更したとき ②営業法人の住所、法人の名称又は代表者を変更したとき ※変更履歴がわかる登記事項証明書(原本)を添付 ③営業者の住所を変更したとき ④婚姻等により営業者の氏名を変更したとき ※戸籍抄本等で氏名の変更がわかるものを添付 ⑤営業者の地位を承継したとき ⑥構造設備を変更したとき 注)変更の内容によっては、 <u>新規申請が必要な場合があります。</u> <u>事前に、御相談ください。</u>	変更後 10日以内
旅館業営業許可証 再交付申請書	許可証の汚損、破損、亡失により、許可証の再交付を受けたいとき	必要と なったとき
相続による 営業者地位承継承認申請書	営業者(個人)の死亡に伴い、相続により営業を承継するとき	被相続人の死亡後 60日以内 <手数料>7400円
譲渡による 営業者地位承継承認申請書	事業譲渡により、営業者の地位を承継するとき 注)事前に、御相談ください。	事前に <手数料>7400円
合併による 営業者地位承継承認申請書	法人の合併により、営業者の地位を承継するとき 注)事前に、御相談ください。	事前に <手数料>7400円
分割による 営業者地位承継承認申請書	法人の分割により、営業者の地位を承継するとき 注)事前に、御相談ください。	事前に <手数料>7400円
旅館業営業停止・廃止届	営業施設の全部又は一部を停止したとき	停止後 10日以内
旅館業営業再開届	営業施設を停止後、再び営業を開始したとき	開始後 10日以内
旅館業営業停止・廃止届	営業施設の全部又は一部を廃止したとき	廃止後 10日以内

※様式は、高松市ホームページからダウンロードできます。

旅館業 届出 検索

# 旅館業の適正な維持管理等について

旅館業における宿泊者の衛生等に必要な措置を図るため、法律や条例等で次のような基準が定められています。これらの基準を遵守し、快適な環境を保てるよう適正な維持管理に努めましょう。

## 1 宿泊させる義務

次のいずれかの場合を除き、宿泊を拒むことはできません。

- ・ 宿泊しようとする者が、特定感染症の患者等であるとき
  - ・ 宿泊しようとする者が、賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき
  - ・ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として省令で定めるものを繰り返したとき
  - ・ 宿泊施設に余裕がないとき
  - ・ 泥酔者等で他の宿泊者に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき
  - ・ 他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動（違法行為、風紀を乱す行為又は喧騒にわたる行為など）をするに至ったとき
- ※ みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、上記のいずれかに該当するかを客観的な事実に基づいて判断し、丁寧に説明することができるようにするとともに、その理由等を記録し3年間保存しておくこと。

## 2 宿泊者名簿の備え付け

- (1) 宿泊者名簿を、旅館業の施設又は営業者の事務所に備えること
- (2) 宿泊者名簿は、作成の日から3年間保存すること
- (3) 宿泊者名簿の記載事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先  
また、日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号



## 3 旅館業の施設等の衛生的な管理に関する基準

- (1) 施設の衛生的な空気環境が十分に確保されること
- (2) 窓等により自然光線が十分に採光できること
- (3) 照明について、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする
- (4) 雨水及び汚水が支障なく排水できること
- (5) 随時清掃を行い、常に旅館業の施設の内外を清潔にすること
- (6) ねずみ、昆虫等の発生防止及び駆除に努めること
- (7) 寝衣、敷布、布団カバー、枕カバーその他の直接人に接するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること
- (8) 寝具は、適切に洗濯及び管理等を行うこと
- (9) 浴室等は、別紙の「入浴施設の管理について」を参照すること



## 4 旅館業における衛生管理要領等

厚生労働省より示された「旅館業における衛生等管理要領」(令和5年11月15日一部改正)に則って、旅館業における施設、設備、水質の衛生的管理、従業者の健康管理、その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置により旅館業における衛生等の向上及び確保を図りましょう。

(管理要領等ダウンロード) <https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001171614.pdf>

\*\*\*\*\* ご不明な点がございましたら、ご相談ください \*\*\*\*\*

高松市保健所 生活衛生課 環境衛生係  
〒760-0074 高松市桜町一丁目10番27号  
(TEL)087-839-2865 (FAX)087-839-2879  
(電子メール)seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp

